資料５

改正消防法施行令の経過措置期限後の状況について

　障がい者グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置について、平成３０年３月３１日の経過措置期限後に各自治体消防と事業者で引き続き協議中の件数は以下のとおり。

平成３０年４月１日現在

○事業者と消防が協議中のものは６６件

　（内訳）

　　・特例適用に向け協議中　　　１２件

　　・６項ハに変更予定　　　　　１２件

　　・設置予定　　　　　　　　　　５件

　　・転居予定　　　　　　　　　　３件

　　・その他（協議内容不明）　　３４件

平成３０年６月１日現在

○事業者と消防が協議中のものは３５件

　（内訳）

　　・特例適用に向け協議中　　　　７件

　　・６項ハに変更予定　　　　　　３件

　　・設置予定　　　　　　　　　　５件

　　・転居予定　　　　　　　　　　３件

　　・その他（協議内容不明）　　１７件

※いずれも岸和田市消防、豊中市消防、吹田市消防、泉大津市消防、八尾市消防、松原市消防、和泉市消防、箕面市消防、東大阪市消防、守口市門真市消防、枚方寝屋川消防、柏原羽曳野藤井寺消防で該当あり。

出典：府消防保安課資料（消防庁調査）を生活基盤推進課にて独自集計